

種苗法改正により登録品種の 表示が義務化されます

種苗法において努力義務であった「登録品種である旨」の表示、法改正で新たに設けられた輸出の制限及び栽培地域の制限がある場合の表示が、令和3年4月1日より法的義務となります。
違反者には10万円以下の過料が課せられる場合があります。

登録品種であることの表示義務

種苗の譲渡（販売）の際に、種苗またはその種苗の包装に付す必要があります。弊社では種苗法改正に伴う表示義務に対して以下のとおり対応いたします。

弊社取り扱い登録品種の表示方法

表示義務に準じ、農林水産省が定める表示方法とします。利用制限がある場合はA、B双方を表記します。

該当パターン		基本となる表示方法
A.登録品種の表示	登録品種	PVPマーク+登録品種名 登録品種+登録品種名
	登録出願中の品種	登録出願中+出願番号
	過去に登録品種であった品種	品種：（失効前の）登録品種名
B.利用制限の表示	輸出の制限 及び国内栽培地域の制限	各育成者権者の意向に準じます ・海外持出禁止（公示（農水省HP）参照） ・〇〇のみ輸出可（公示（農水省HP）参照） ・△△のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）

納品形態による表示例

納品形態	基本となる表示方法	納品形態	基本となる表示方法
種子	種子袋に個別表示	プラグ苗	トレーへの個別表示 出荷箱への表示 表示事項を記載した紙面添付のいずれか
ポット苗	トレーごとのラベルに表示		
穂、砂上苗	出荷箱内のラベルに表示		

ご不明な点につきましては、農林水産省の改正種苗法ホームページもご参照ください。

農林水産省
種苗法の改正について

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/shubyoho.html>

農水省 種苗法



※令和3年3月現在の弊社の対応となります。今後、情報が更新された際は改めてご案内いたします。